

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表
 学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	アダチ ゲンヤ 足立 弦也		授与番号 甲 1519 号
学位の種類	博士(社会学)	授与年月日	2021年 9月 25日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]		
博士論文の題名	日本社会における「ひきこもり」の承認論的考察——孤立と関わりのプロセスにおける承認の意義——		
審査委員	(主査)日暮 雅夫 (立命館大学産業社会学部教授)		(副査)中村 正 (立命館大学産業社会学部教授)
	(副査)斎藤 真緒 (立命館大学産業社会学部教授)		(副査)山本 耕平 (元立命館大学産業社会学部教授)
論文内容の要旨	<p>本研究では、日本社会における「ひきこもり」について、ひきこもる当事者にとっての「孤立と関わりのプロセス」という観点から、承認概念を軸とした間主体性理論を用いて「ひきこもり」における承認の役割や社会的意味を考察する。具体的には、ひきこもる当事者と他者・社会との関係が、孤立・関わり・再構築という「ひきこもりのプロセス」の各局面においてどのように変化しているのか、またそこで承認という概念がどのように多面的な意味を持つのかを考察し、ひきこもりの支援や理解における承認概念の適用可能性を提示する。</p> <p>本論は二部構成であり、第1部では第一章から第三章まで「ひきこもり」という現象の変遷と現在の課題を述べ、問題化過程で見出されてきた「ひきこもり」の理解とそれによる支援論を検討する。また、そこで不足していると考えられる「ひきこもりというプロセス全体」における当事者の観点から見た他者・社会との関係性の変化を抽出するため、当事者へのインタビュー分析を行い、その過程を「孤立と関わりのプロセス」として捉えている。</p> <p>第2部では第四章から第六章まで、第1部で提示した「孤立と関わりのプロセス」において承認という概念が果たしている役割と、その社会的意味や、当事者支援や社会環境の改善における承認概念の適用可能性について、アクセル・ホネットの承認論に依拠して考察している。各章の内容は以下のとおりである。</p> <p>第一章「日本社会における『ひきこもり』現象の変遷と現在の課題」では、「ひきこもり」が日本社会において問題化してきた経緯を分析している。「ひきこもり」が不登校の遷延化として問題視され始めた1990年代以降、「ひきこもり」に関する論点は個人の資質的問題から家族・教育問題、若年無業者の就労自立問題、現代日本社会の構造的課題への批判的検討など多岐に渡ってきた。近年では当事者や家族の高年齢化に伴って、かつての若者特有の問題としての理解から全世代に広がる社会的孤立の問題へと拡大している。「ひきこもり」現象の背景には、規範的・制度的な面における家族中心主義や、既存のシステムへの適応・自立を半ば前提とした目標設定と、既存の社会体系への適応を自明視する規範の再生産構造が見られる。こうした閉塞的な社会状況とそれ由来する病理的分析においては、個人と社会の両者を架橋する概念が必要である。</p> <p>第二章「『ひきこもり』の理解・支援に関する研究およびその背景」では、支援や実態調査が進む中で蓄積されてきた「ひきこもり」に関わる先行研究を、支援論を中心に整理し、その傾向と現在の課題を提示している。従来の「ひきこもり」に関する議論には、総じて静止し孤立した状態像としての理解に留まる傾向や、多様な「ひきこもり」の中の特定のパターンや局面に限定して論じられている傾向が見られる。精神医学は「ひきこもり」の理解・支援に大きな役割を果たしてきたが、治療的観点からその焦点が当事者個人に集中している傾向にある。従来の研究は、「個人・家族・社会」という内包的な抱え込み構造を前提として、問題が当事者や家族への個別化と、そうした構造を生み出す社会的要因への抽象化というふたつの極へと分化しがちであった。本研究では「ひきこもり」を、当事者にとっての「孤立と関わりのプロセス」として、個人と社会・他者がせめぎ合う動的なプロセスと捉える。</p> <p>第三章「社会的な孤立状態にある人の『ひきこもるプロセス』と関係性の再構成に関するインタビュー分析」では、当事者の揺れ動き・社会との関係性の変遷を当事者の観点から捉えるため、当事者へのインタビュー分析を試みた。インタビュー分析においては事象のプロセスや語りの文脈性を重視する手法である修正版グラウンデッドセオリーアプローチ(M-GTA)を用いた。まず、「孤立のプロセス」において、ひきこもる当事者は社会や準拠集団においてつまづきや否定的な経験を積み重ねる中で、内在化した強い規範意識と自己否定感、社会への恐怖心から、他者や社会への信頼</p>		

感の喪失に至り、自己防衛的に孤立しひきこもる傾向を帯びて行く。孤立と自己否定の悪循環に長期間置かれることで、当事者は自身の規範意識と自己防衛の板挟みによって疲弊し社会活動のための動機そのものが枯渇していく。そうした中で、何らかの外的なきっかけから支援や関わりを選択肢を見つけることで、当事者は社会関係を再構築する契機を得て「関わりのプロセス」へと徐々に移行していく。居場所などの相互に受け入れられる関係性と出会い、そこで従来の規範以外の価値観や人生の選択肢の発見、自身の苦悩・葛藤を受け入れられることなどを通じて、当事者はそうした関係性に依拠して積極的な社会生活を送る動機の源泉を再獲得していく。

第四章「アクセル・ホネットの承認論と日本社会における承認理解の差異」では、ホネットの承認論について、その概要と意義を述べている。従来の承認という概念の理解には、個人の身近な準拠集団におけるものや情緒的・受動的な用法が多く見られる。それに対し、ホネットは「愛（親密圏）・法（権利）・連帯（社会的価値評価）」という三つの相互承認関係を軸としており、承認の相互性の重視や、承認の毀損に対して能動的な社会的連帯を促す「承認をめぐる闘争」の概念など、従来の承認理解よりも幅広い視野と展開可能性を有している。こうしたホネットの承認論を「ひきこもり」の考察に導入することで、家族という親密圏だけでなく法権利的問題や社会的価値評価、そしてそれらを構成する社会的規範とその時代的な構造変化の問題などに繋げて分析することが可能となったと捉えている。

第五章「『孤立と関わりのプロセス』についての承認論的考察」において、ホネットの承認論に依拠した理論的分析から、「ひきこもり」をより広い承認の毀損・喪失として捉え、自己帰責と社会的退避に導く社会的孤立のメカニズムを指摘している。ひきこもりという「孤立のプロセス」は、当事者個人の自己防衛的反応であり、それ自身が「“静かな・見えない”承認をめぐる闘争」と捉え直すことができる。そこでは、第一次的な承認の毀損が個人を取り巻く多くの領域での承認毀損へと連鎖的に発展していくプロセスを指摘している。それにより、個人と他者・社会との関係性が常態的に非承認的なものとなり、個人の社会参加の前提となる自己信頼（承認）や社会に対する基本的信頼が失われていく。「関わりのプロセス」の分析においては、個人と他者・社会関係の破綻と再獲得・再構築を、親密圏（愛）・権利（法）・社会的価値評価（連帯）という承認の領域における相互承認関係の視点から分析した。孤立した個人は、居場所などでの関係性と「存在そのものに対する承認」の保障を通じて相互承認関係の回復を得て、主体性や社会性を高めていく。承認の基準を形成する社会的規範を分析対象とすることで、現代の新自由主義的な承認規範が持つ責任が個人へと収斂する傾向の問題性や、支援における相互承認関係形成の重要性、相互承認を生み出す場や関係性を物理的・社会的に保障することの必要性など、承認概念に依拠した支援論の発展可能性を提起している。

第六章「承認の規範的位相の様態と承認的实践の可能性および課題」では、承認の毀損の連鎖による「ひきこもり」の社会的要因である社会規範の考察を行う。社会的な承認規範の形成については、後期近代化社会における「個人化」の負の側面が指摘されている。日本社会における「個人化」については、1990年代以降の構造的変動が、非正規雇用や非典型家族、それらを含む非標準的なライフコースなど、従来の規範的メインストリームとされる形態から外れた個人を生み出し、それらが法権利的に十分に承認されないまま社会的リスクの個人への収斂をもたらしている。それは慢性的な非承認状態を呼び込む土壌を生んでいるため、そうした個人への法権利的承認や社会的孤立への支援が、居場所などに見られる承認の関係性の保障に繋がっていく。そして、具体的な支援実践においては、本研究における相互承認の観点を重視した伴走的な方法論や、様々な社会的「余地」を形成していくことが大きな貢献を果たすと考えられる。

論文審査の結果の要旨

本研究の特徴は以下のとおりである。

第一に、本論文では、「ひきこもり」を、当事者主体である「ひきこもる人」にとっての「孤立と関わりのプロセス」として動的に捉えた上で、個人と他者・社会の関係性を補う観点として、間主体性理論としてのホネットの承認論によって現象の理論的分析を行っている。「孤立と関わりのプロセス」についての考察を深める上で、本研究において援用する「承認」の概念、とくにアクセル・ホネットによる能動的・相互的な承認論が有する意義は大きい。複数の社会的関係性をカバーするホネットの承認論は、否定的経験に端を発する「ひきこもり」における「孤立と関わりのプロセス」を能動的な「承認をめぐる闘争」の日本的な形態、あるいは新自由主義的な風土が強く市民社会的な連帯が困難な状態における「静かな闘争」として捉えることを可能にする。

第二に、当事者インタビューの分析において、当事者の観点を通して「ひきこもり」という現象・行為をプロセスとして把握することは、当事者から見た社会関係・他者関係を動的な社会的相互関係のメカニズムとして捉えることに成功している。M-GTAを用いたインタビュー分析とそのマップ化を通じて、当事者であり分析の焦点者である「ひきこもる人（当事者）」が様々な「関わり」の困難の果てに孤立しひきこもるプロセスと、そうした状態が慢性化していく経緯、そしてそこから再び社会関係を形成していく過程において常に社会的な要素や規範を内在化しつつ個々人の生理的・精神的な要求との葛藤に晒されてきた様相を浮き彫りにすることに成功している。そこでは、当事

	<p>者視点のリアリティーの取り込みに成功していると評価できる。 先行研究の幅の広さと構成のち密さは、審査委員すべてが高く評価するものとなっている。</p> <p>一方、本論文の審査過程において、今後の研究の方向性も含め以下のような指摘があった。</p> <p>第一に、公聴会において「承認」概念について、どのような経験的対象を「承認」に関連する現象と判定し、どのような対象を判定しないのか、という基準が曖昧ではないか、という疑問が出された。それに対して申請者は、ホネット自身のテキストによって承認概念を精緻化しつつ、具体的な場面における「積極的に相手を価値評価する肯定的な身振り・振舞い・対話」と、メタレベルにおける明示的でない、社会生活を営む上での最低限の他者の受け入れとを区別することで返答した。今後、承認概念を具体的な場面に適用するに際してはその精緻化が求められる。</p> <p>第二に、ひきこもりの先行研究に対して、承認論的アプローチの特徴が質問された。著者は、それに対して、「ひきこもり」に対するアプローチとして、①新自由主義的アプローチ、②心理主義的アプローチ、③存在論的アプローチ等があるとして、以下の問題があることを指摘した。すなわち、①は、主体の問題に関心を抱かず主体を安価な労働力として社会的に活用するパターンリスティックな視点からのものであり、②は、当人の精神疾患の問題に矮小化し、社会構造問題や背景要因等を軽視する傾向があり、③は、主体の感性的なあり方に注目するが、主体が持つ多様な他者関係・社会関係は等閑視するものである。主体自身の自己関係に注目しつつ、その他者関係・社会関係との葛藤・対立を記述し、社会の総体との関りで考察するのは、承認論的アプローチの特徴であり積極性である、と答えた。</p> <p>第三に、承認論における愛・法・連帯を、日本の特徴に即して展開する必要性、ジェンダーの観点の導入、他国におけるひきこもり研究と比較する必要性等が指摘された。また、8050問題等に見られるように、ひきこもりには一般的就労における過酷な状況が現れているとも考えられ、今後オルタナティブとなる政策・実践との接合が求められるという意見が出され、本論文の研究成果をもとに今後その解明が望まれる。</p>
試験または学力確認の結果の要旨	<p>本論文の公聴会は、2021年7月9日（金）、午後6時から7時30分まで、申請者本人による論文要旨の報告及び審査委員との質疑応答を中心に衣笠キャンパス以学館一階産業社会学部大会議室およびオンライン（zoom）を併用するかたちで行われた。そこでは、本論文が本研究科の博士学位授与に相応しいものとして全員一致で高く評価された。</p> <p>申請者は2013年4月立命館大学大学院社会学研究科応用社会学専攻博士課程前期課程に入学。これまでの業績としては、査読論文として「日本社会における「ひきこもり」の承認論的考察 A. ホネットの理論から見る社会参加の喪失と再構成」（『社会文化研究』21号、2019年1月）、「社会的孤立における居場所の関係性がもたらす承認機能についての考察 ひきこもり当事者・支援者へのインタビュー分析から」（『立命館産業社会論集』55巻1号、2019年6月）、査読無し論文として「日本社会の承認状況における社会的孤立の誘因 ホネットの承認論と個人化論による「ひきこもり」現象の分析から」（『季報唯物論研究』150号、2020年2月）があるほか、学会報告「A. ホネットの承認論から見る社会参加の喪失と再生 ——日本社会におけるひきこもりの承認論的考察——」（社会文化学会第20回全国大会、2017年12月）等がある。</p> <p>申請者は、2015年から複数のひきこもり支援団体等にフィールドワークとして関わり、勤務経験も有している。さらに、ひきこもり経験者等の支援を行っている「学びの森 ユーススクール（一般社団法人学びラボ）」において、2018年10月から現在まで非常勤職員として勤務している。またこれらに関連して、申請者は2019年に社会福祉士の資格を取得している。</p> <p>審査委員会は、申請者の公聴会での報告・質疑応答ならびに経歴・業績等を総合的に評価し、申請者が博士学位に相応しい学識を有していること、外国語文献の読解においても十分な能力を備えていることを確認した。</p> <p>以上のことから、本学学位規定第18条第1項に基づいて、博士（社会学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。</p>